

江戸川区議会委員会条例の一部を改正する条例

江戸川区議会委員会条例（昭和三十一年九月江戸川区条例第七号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号中「、収入役室」を削り、同項第二号中「環境防災部」を「環境部」に改め、同条第二項中「は十人とし、第二号から第五号までは九人」を「から第四号までは九人とし、第五号は八人」に改める。

第三条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「但し」を「ただし」に、「行なわれた」を「行われた」に改める。

第五条第一項中「はかつて」を「諮つて」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、議会運営委員の選任については、議長の指名によることができる。

第五条第二項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第十三条及び第十五条中「但し」を「ただし」に改める。

第二十四条第二項中「こえて」を「超えて」に改める。

第二十六条中「但し」を「ただし」に改める。

第二十七条第二項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

付 則

この条例は、平成十九年五月二日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（説明）

地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）の施行並びに行政組織及び議員定数の改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。